

0

0272

紙 郵 案 起

經 緯

大正十二年十月 日 起案 起案者 捺印

月 日 發付 發付掛 捺印

起案部紙甲

提 案 郵 政 本 部 長

大 臣

次 官

副 官

藤 田 參 事 官

第 四 部 長

第 二 部 長

第 一 部 長

第 五 部 長

總 務 部 長

第 一 課 長

第 二 課 長

第 三 課 長

第 一 課 長

經 理 局 長

軍 務 局 長

軍 需 局 長

第 一 課 長

第 二 課 長

第 三 課 長

次 長

軍 令 部 長

軍艦如賀ヲ航空母艦ニ改造スル件

軍艦如賀ヲ軍艦天城ノ代艦トシテ別圖ニ依リ航空母艦

官房機密部

大正十二年十月

軍令	水路	臨世信	教育	造兵	技本	12.10.22	醫務	機關	人	軍務	官房	局部
												受月日發月日

改造計画ヲ進メ可然哉
右仰高裁

参考

天城

加賀

長(並線間)

七七〇呎

七一五呎

幅(最大)

約一一〇呎

約一一〇呎

幅(基準吃水)
三於行

九一呎二吋

約一一〇呎三吋

吃水(基準)

二一呎二吋

二一呎九吋

排水量(基準)

二六九五〇噸

二六九五〇噸

一〇間

一〇間

兵装

六門

六門

9444
12 12.94 20.94

一二門

一二門

飛行甲板		着甲板		機甲板	
長	幅	長	幅	長	幅
約 一〇〇呎	約 一〇〇呎	約 一〇〇呎	約 一〇〇呎	約 一〇〇呎	約 一〇〇呎
中	中	中	中	中	中
約 四八呎	約 四八呎	約 四八呎	約 四八呎	約 四八呎	約 四八呎
速度(常備狀態)		速度(燃料三分二滿載狀態)		速度(常備狀態)	
約 三一節	約 三一節	約 二七節	約 二七節	約 二八節	約 二八節
馬力		G.M (常備狀態)		防禦	
三一〇〇	六八八	九一〇〇	六八八	六吋	六吋
甲板		水中防禦		舷側	
二吋八分五	二吋八分七	三吋	三吋	六吋	六吋
中甲板	中甲板	中甲板	中甲板	中甲板	中甲板
一吋三分一	一吋三分一	一吋三分一	一吋三分一	一吋三分一	一吋三分一
下甲板	下甲板	下甲板	下甲板	下甲板	下甲板
一吋三分一	一吋三分一	一吋三分一	一吋三分一	一吋三分一	一吋三分一
偵察機		戰鬥機		攻擊機	
一二	一二	一二	一二	一二	一二
飛行機搭載數		偵察機		戰鬥機	
一二	一二	一二	一二	一二	一二

大正五年

八月十八日起案

起案者 捺印

具 12. 8. 18 捺

八月二十日發付

發付掛 捺印

發付後起 捺印

提署

艦政本部長

○

総務部長

○

第二課長

○

大臣

○

副官

藤田

坂野

第四部長

○

第三課長

○

○

次官

○

參事官

○

○

○

○

○

○

○

軍務局長

○

○

○

○

○

○

○

○

軍令部

○

○

○

○

○

○

○

○

○

次長

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

大正五年八月二十一日

侍從長 宛

大臣

番 官房第二三編

軍令	水路	臨建	教育	造兵	技本	法務	經理	醫務	機關	艦政	軍務	官房	局部
													受月日
													發月日

最^ニ軍艦天城赤城、巡洋戰艦トシテ命名御治定相
 成天城、横須賀海軍工廠、於テ赤城、吳海軍工廠、
 於テ建造中、有之候處其、後華府會議、海軍軍備
 制限條約、依リ巡洋戰艦ハ今後十個年間、建造セ
 ラレザルト相成候、ミナズ建造中ノモノモ廢棄致ス事ト決
 定相成候、就テ天城赤城、之ヲ帝國海軍ニ於テ緊急
 整備ヲ要スル航空母艦(排水量二六九〇噸)ニ艦種ヲ變
 改^テ上西海軍工廠、於テ其ノ工事ヲ繼續致シ又右ノ結果
 條約ニ依ル航空母艦、帝國割當排水量、關係上
 大正十年度、於テ建造着手ノ豫定ニテ命名相成候航
 空母艦翔鶴、建造、之ヲ取止^ムト致^ス奉候條此ノ旨
 可然御執奏相成度此段申進候

(終)

(編文社稿)